

防衛大学校における競争的研究資金の経理事務に関する達を次のように定める。

平成20年10月10日

防衛大学校長 五百籬頭 眞

防衛大学校における競争的研究資金の経理事務に関する達

(目的)

第1条 防衛大学校（以下「大学校」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人並びに総務省等から配分される競争的研究資金（以下「競争的研究資金」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）並びにその他の法令で別に定めのある場合を除くほか、この達に定めるところによる。

(事務の委任)

第2条 防衛大学校長(研究機関の代表者)（以下「学校長」という。）に対して交付される競争的研究資金については、学校長は総務部長にその経理を委任する。

(経理事務)

第3条 前条の規定により委任を受けた総務部長は、会計課経理室長（以下「経理室長」という。）に経理事務を行わせるものとする。

- 2 経理室長は、前項の経理事務を行うときは、この達の定めによるほか、国の会計法令の定めに基づいて処理するものとする。
- 3 前項の経理処理に関する経理機関は総務部長が定める。

(預託)

第4条 第2条の規定により委任を受けた総務部長は、競争的研究資金を前条に基づき経理事務を行わせる会計課経理室長口座に預託させなければならない。

- 2 前項の預託は、研究課題別に預託するものとする。
- 3 競争的研究資金に係る銀行口座通帳等の管理及び出納保管事務は会計課経理室

でこれを行うものとする。

(取得物品の寄附手続)

第5条 研究代表者及び研究分担者は、競争的研究資金で調達した物品は直ちにこれを大学校に寄附するものとする。物品管理官は、これを受け入れ物品管理法(昭和31年法律第113号)により管理するものとする。

(帳簿)

第6条 経理室長は、競争的研究資金の研究課題別に収支に関する簿冊を備え、その経費の収支及び費目別の用途を明らかにしなければならない。

(証拠書類の保管)

第7条 競争的研究資金の収支関係を明らかにした証拠書類は、研究課題別に整理の上、競争的研究資金の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(委任規程)

第8条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成20年10月10日から施行する。